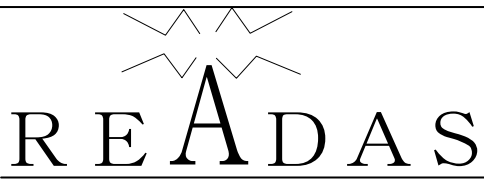


第 5761 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 7月26日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 仮想通貨の消費税の取扱い

**Q**：仮想通貨の消費税の取扱いが定められたとか。どのようになったのですか？

**A**：課税売上割合の計算から除外することとなりました。

### 【解説】

ビットコインなどの仮想通貨は、支払手段に類するものとして規定されたことから、平成29年7月1日以後、資産の譲渡等及び課税仕入れは非課税として取り扱われています。

そして、それに伴い、先ごろ公表された施行令では、事業者が行う仮想通貨の譲渡対価は、課税売上割合から除外することが明確化されました。

課税売上割合とは、次の割合をいい、以下の①から③の譲渡等は非課税売上高に含まれないことされています。

- ①支払手段の譲渡
- ②特定の金銭債権の譲渡
- ③売現先取引による債権等の譲渡

課税売上割合＝課税売上高÷(課税売上高＋非課税売上高)

つまり、仮想通貨は支払手段ですので、非課税取引ではありますが、課税売上割合を計算する場合の非課税売上には含めないということです。

なお、平成29年6月30日までは課税売上として取り扱われていましたので、仮想通貨の譲渡は課税売上割合を計算する場合に、分母及び分子のいずれにも含めなくてはなりませんので注意が必要です。

